

新型コロナウイルス サンタカタリーナ州による対策措置の強化

2020年7月22日

〈ポイント〉

7月17日、サンタカタリーナ政府は同州内における新型コロナウイルスへの感染拡大状況が特に懸念されている地域を対象として対策措置を強化する政令を発表しました。

〈本文〉

●7月17日、サンタカタリーナ政府は同州内における新型コロナウイルスへの感染拡大状況が特に懸念されている地域を対象として対策措置を強化する政令を発表しました（州政令第724号）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

- 1 市内バス、都市間長距離バスの運行停止（7月20日から14日間）
- 2 公園、広場、海岸などの公共スペースにおける人の滞留禁止（7月18日から14日間）
- 3 上記1及び2の規制措置の対象地域（合計111市が対象）
 - ・カルボニフェラ（Carbonifera）地域
 - ・ラグーナ（Laguna）地域
 - ・フロリアノポリス大都市圏
 - ・メジオヴァレドイタジャイ（Medio Vale do Itajai）地域
 - ・フォスドリオイタジャイ地域（Foz do Rio Itajai）地域
 - ・ノルデステ（Nordeste）地域
 - ・シャンシェレ（Xanxere）地域

●また、同政令において、サンタカタリーナ州内教育機関（大学以外）の休校措置を9月2日まで延長することとされています。

●サンタカタリーナ州政府による規制措置内容については、状況により随時変更される可能性もあります。最新情報については、以下のサンタカタリーナ州政府新型コロナウイルス関連ウェブサイトからご確認ください。

<http://www.coronavirus.sc.gov.br/>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp